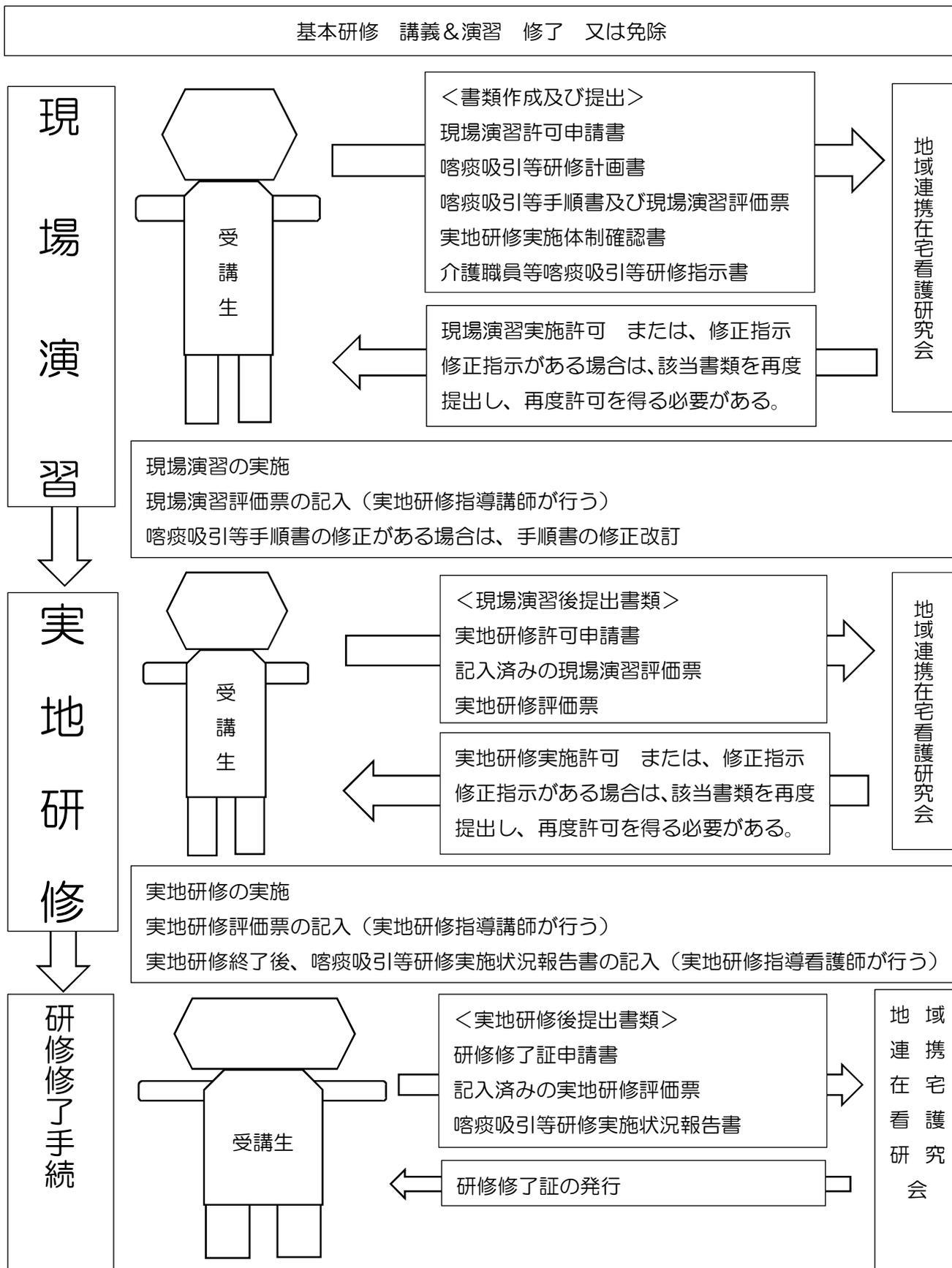


現場演習及び実地研修の 進め方について

現場演習と実地研修の進め方について



1. 現場演習及び実地研修について

これから、現場演習及び、実地研修について説明を行っていきます。実地研修では実際に利用者様の御身体を使用しての実習となります。介護職員等が行う事が可能になったとはいえ、「医療行為」であり危険を伴います。実習の進め方について、十分理解をして行うようにして下さい。また、提出する書類が大変多くなっています。そろっていないと研修を進める許可を出せませんのでよく確かめて提出して下さい。

2. 現場演習について

現場演習では、対象者の所に行き、対象者使用している物品・機材を用いて、実地研修指導講師の下でシュミレーター演習を行います。**現場演習の段階では絶対に対象者に対して演習をしてはいけません。**

(1) 現場演習実施手順

- ① 各種の書類を作成し、提出する。書類提出後、審査が行われる。審査の結果、現場演習実施許可証が交付される。また、内容不足などで修正が必要な場合は、修正後再度提出して審査を受け、現場演習実施許可が出るまで修正を行う。
- ② 現場演習実施許可証が交付されたら、対象者がいる居宅等の現場において、対象者が使用する吸引器等を使用し、演習シュミレーターに対して、実地研修指導講師が1回の実演を行う。
- ③ 研修受講者は、対象者が使用する吸引器等を使用し、演習シュミレーターに対して演習を実施し、実地研修指導講師は研修受講者に対して、観察・指導を行う。
- ④ 実地研修指導講師は、演習実施毎に「現場演習評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者と実地研修指導講師は次の演習の改善や「手順書」の改訂を行う。
- ⑤ 研修受講者が、作成した手順書のとおり実施でき「現場演習評価票」の全ての項目について評価結果が「ア」となった場合で、実地研修指導講師が問題ないと判断した場合に演習の修了が認められる。

(2) 提出書類について

現場演習を始めるにあたり以下の書類を提出し現場演習の実施許可を得る必要があります。

基本研修免除の方は、研修申し込み時に同時に提出して下さい。

- ・ 現場演習許可申請書
- ・ 喀痰吸引等研修計画書
- ・ 喀痰吸引等手順書及び現場演習評価票
- ・ 実地研修実施体制確認書
- ・ 介護職員等喀痰吸引等研修指示書

(3) 喀痰吸引等研修計画書、喀痰吸引等手順書及び現場演習評価票の作成について

内容が不足している場合は、演習開始の許可が出ませんので、**実地研修指導講師としっかり打ち合**

わせを行い、書類の作成をして下さい。

- ① 喀痰吸引等研修計画書は、実地研修指導講師より助言を得ながら、受講生が作成して下さい。既存の喀痰吸引等業務計画書を参考にして作成しても良いでしょう。
- ② 喀痰吸引等手順書及び現場演習評価票は、実地研修指導講師に作成を依頼して下さい。地域連携在宅看護研究会では、喀痰吸引等手順書の内容を特に重視しています。手順だけしか載せていない手順書では、内容不足で修正を求められる事になると思います。観察項目や中止基準、緊急時の対応方法、連絡先など、手順書に記載されている必要があります。現場演習評価票は、評価票の見本を参考に作成してもらって下さい。

(4) 介護職員等喀痰吸引等研修指示書について

介護職員等喀痰吸引等研修指示書は、主治医に記載してもらう必要があります。対象者に喀痰吸引等指示書が交付されていても、その喀痰吸引等指示書を流用することは出来ません。研修用に新たに介護職員等喀痰吸引等研修指示書を、主治医に記載してもらう必要があります。添付されている「介護職員等喀痰吸引等研修指示書」ではなく医療機関が保有する既存の「介護職員等喀痰吸引等指示書」を使用される場合は、指示先が「登録研修機関 地域連携在宅看護研究会 介護職員等喀痰吸引等研修 実地研修指導看護師」宛になっているかを確認して下さい。なっていない場合は、指示書として無効となりますのでご注意ください。なお、介護職員等喀痰吸引等研修指示書交付にかかる費用は、今回の研修料金には含まれていませんので、受講生が準備する必要があります。また、介護職員等喀痰吸引等研修指示書は、業務ではなく研修なので、保険請求が出来ませんので、間違えて対象者の負担とならないように注意して下さい。

(5) 現場演習の評価について

現場演習は、作成した手順書のとおり実施でき「現場演習評価票」の全ての項目について評価結果が「ア」となった場合で、実地研修指導講師が問題ないと判断した場合に演習の修了が認められる

(6) 演習用シュミレーターについて

教科書の資料の項などを参考にして、実地研修指導講師とともに自作して下さい。

(7) 現場演習中のその他注意点など

- ① 現場演習の実施許可が出るまでは、現場演習を行ってはならない。
- ② 省令で定められた行為の認められた範囲の中だけの事を行うこと。
- ③ 申請した行為以外の事は行わないこと。
- ④ 現場演習は、対象者の物品・機材を使用してのシュミレーター演習であり、この段階では絶対に対象者に行為を行ってはならない。
- ⑤ 現場演習の評価票は、必ず「ア、イ、ウ」で評価する事

3. 実地研修について

実地研修では、対象者の所に行き、実地研修指導講師の指導の下、対象者に医行為を行っていきます。

少しでも不安があるようなら実施せず、シュミレーターを用いて練習し自信をもって出来るようにしておきましょう。

(1) 実地研修実施手順

- ① 各種の書類を作成し、提出する。書類提出後、審査が行われる。審査の結果、実地研修実施許可証が交付される。また、修正が必要な場合は、修正後再度提出して審査を受け、実地研修実施許可が出るまで修正を行う。
- ② 実地研修実施許可証、喀痰吸引等研修に係る同意書、介護職員等喀痰吸引等研修指示書、喀痰吸引等研修計画書、喀痰吸引等手順書等の書類がそろったら、対象者の状態像を踏まえ、喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認して、実地研修指導講師が該当行為の実演を行う。
- ③ 実地研修指導講師の指導の下、対象者の状態の安全等に注意しながら受講生は、実地研修を行う。
- ④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。
- ⑤ 研修受講者が、作成した手順書のとおり実施でき 2 回連続「実地研修評価票」の全ての項目について評価結果が「ア」となった場合で、実地研修指導講師が問題ないと判断した場合に実地研修の修了が認められる。

(2) 提出書類について

実地研修を始めるにあたり以下の書類を提出し実地研修の実施許可を得る必要があります。

- ・ 実地研修許可申請書
- ・ 記入済みの現場演習評価票
- ・ 実地研修評価票

(3) 喀痰吸引等手順書及び実地研修評価票について

実地研修評価票は、喀痰吸引等手順書に対応しているものが出来ているかを審査する。その為、喀痰吸引等手順書が、実地研修の前に変更があり、現場演習の際に使用したものと違う場合は、喀痰吸引等手順書も提出する必要がある。

(4) 実地研修の評価について

作成した手順書のとおり実施でき、2 回連続「実地研修評価票」の全ての項目について評価結果が「ア」となった場合で、実地研修指導講師が問題ないと判断した場合に実地研修の修了が認められる。

(5) 実地研修中のその他注意点など

- ① 実地研修の実施許可が出るまでは、実地研修を行ってはならない。
- ② 実地研修指導講師がいない時に行ってはならない。
- ③ 省令で定められた行為の認められた範囲の中だけの事を行うこと。
- ④ 申請した行為以外の事は行わないこと。
- ⑤ 「実地研修実施許可証」、「介護職員等喀痰吸引等研修指示書」、「喀痰吸引等研修計画書」、「喀痰吸引等手順書」、「喀痰吸引等研修の係る同意書」は、実地研修を行う前に毎回実地研修指導講師とともに確認を行う事。
- ⑥ 実地研修の評価票は、必ず「ア、イ、ウ、エ」で評価する事

4. 研修修了について

実地研修を終了したら、①研修修了証申請書、②記入済みの実地研修評価票、③喀痰吸引等研修実施状況報告書を提出して下さい。②、③は実地研修指導講師が記載する必要があります。書類が届き次第、研修修了証を発行致しますので、事業所で都道府県の担当部署に対して「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をしてもらって下さい。

5. 各種書類送付先

〒242-0002 神奈川県大和市つきみ野2-6-5-403
地域連携在宅看護研究会 研修責任者 才野博之
TEL/FAX 046-277-5632

6. 問い合わせについて

質問に関してはメール、FAX、留守番電話で伺っています。日中は、他事業所で訪問看護師をしていますので、電話に出ることは出来ませんし、FAXの返信もすることも出来ません。お返事するのは夜間になると思います。ご了承ください。また、極力メールでの問い合わせをお願い致します。こちらは、日中も確認出来、返事がしやすいです。

E-mail info@zaitakukango.jp

TEL/FAX 046-277-5632

7. 事故等緊急事態発生の際

実地研修指導講師の下、主治医、家族など連絡を取り、救急対応をして下さい。

その後、**080-7974-0272 才野** まで状況をご連絡下さい。

(こちらは、緊急時のみ掛けるようにして下さい。この番号では質問などは受け付けません。)

8. 書類等ダウンロード先

現場演習や実地研修では、書類がたくさん必要になります。書き損じた場合や、不足してしまった場合は、ホームページからダウンロード出来ます。URL http://zaitakukango.jp/syorui_dl.html を直接入力するか、検索サイトで「地域連携在宅看護研究会」で検索するとホームページか Facebook Page が表示されます。ホームページの場合は、「喀痰吸引等研修」→「書類等ダウンロード」とページを進めて

下さい。Facebook Page の場合は、「活動内容とお問い合わせ」を選択するとホームページが表示されます。「喀痰吸引等研修」→「書類等ダウンロード」とページを進めて下さい。

また、地域連携看護研究会では、Facebook Page で情報発信を行っていきます。手順書見本等を随時更新していきますので「いいね！」してご利用下さい。

一般社団法人 地域連携在宅看護研究会

〒242-0002 神奈川県大和市つきみ野 2-6-5-403

TEL/FAX 046-277-5632

E-mail info@zaitakukango.jp

Facebook Page <http://www.facebook.com/zaitakukango>

介護職員等の喀痰吸引等研修 研修責任者 才野博之